

## コンプライアンス規定

### (総則)

#### 第1条

この規定は、特定非営利活動法人えんまる（以下当法人）におけるコンプライアンスについて規定する。

### (定義)

第2条 この規定において「コンプライアンス」とは、法令、定款に定める諸規定、基本方針及び就業規則（以下「法令等」という）を遵守することをいう。

### (当法人の役員及び従業員の責務)

第3条 当法人の役員及び従業員は、前条の基本方針をふまえ、法令等を誠実に遵守することはもとより、社会人としての良識と責任をもって業務を遂行しなければならない。

### (コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、代表理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3 コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者

4 コンプライアンス担当理事は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表

### (当法人の役員及び従業員の禁止事項)

第5条 当法人の役員及び従業員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の当法人の役員及び従業員に対して法令等に違反する行為を指示・教唆する行為
- (3) 他の当法人の役員及び従業員の法令等に違反する行為を黙認する行為

(通報の義務)

第 6 条 当法人の役員及び従業員は、他の当法人の役員及び従業員が前条に違反する行為を行っていることを知ったときは、速やかに当機構に通報しなければならない。

(懲戒処分等)

第 7 条 当機構は第 4 条の規定に違反した当法人の役員及び従業員に対し、就業規則に従い懲戒処分等を行うことができる。

(免責の制限)

第 8 条 当法人の役員及び従業員は、次に掲げることを理由として自らが行った法令等に違反する行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令等について正しい知識がなかったこと
- (2) 法令等に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 他の当法人役員及び従業員の指示・教唆により行ったこと
- (4) 会社の利益を図る目的で行ったこと

(事前相談、報告)

第 9 条 当法人の役員及び従業員は、自らの行動や意思決定が法令等に違反するかどうかの判断に迷うときは、あらかじめ当法人事務局（コンプライアンス相談窓口）に相談しなければならない。コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに当法人事務局に報告する。ただし、内部通報規程に基づく通報等を行った場合はこの限りでない。

(コンプライアンス研修)

第 10 条 当法人は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスへの関心を高めること
- (2) コンプライアンスについて正しい知識を付与すること

付 則

この規定は、令和 2 年 4 月 1 日より実施する。